

湯沢市が発注する工事における技術者等の兼務について

令和5年3月30日
総務部財政課

湯沢市が発注する工事における技術者等の兼務配置について、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

【内 容】

同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の1または2の要件に該当する場合には、あらかじめ発注者の承認を得て、当該現場代理人をそれぞれの現場に配置できるものとします。同一現場代理人を配置できる工事件数を3件までとします。ただし、発注者が現場代理人の専任が必要であると判断した場合は、兼務できないものとします。

《要 件》

1. 随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合。
2. 1. 以外の工事で、次の要件をすべて満たしている場合。
 - (1) 湯沢市発注工事、秋田県発注工事または市の機関等による発注工事であること。
 - (2) 工事現場がいずれも湯沢市内であること。
 - (3) 1件の請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満。）の工事であること。
3. 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
4. 現場代理人は、当該現場を離れる際には、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
（※いずれの現場にも連絡員を配置すること。）

【適 用】

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う工事より適用するものとする。

【注意事項】

- 現場代理人は一定の条件を満たした工事に限り、事前に発注者の承認を得ることで他の工事との現場代理人の兼務が認められます。なお、兼務の承認を得られない場合は代わりの現場代理人を配置して下さい。
- 兼務可能な工事は、秋田県、市の機関又はこれに準じる者（湯沢雄勝広域市町村圏組合、湯沢雄勝土地改良区）が発注する工事で、発注者が認めるものとします。
- 秋田県発注工事等との兼務を申請する場合には、既契約済工事発注者の承認を受けている必要があります。
- 承認を受けた後、契約変更等により要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を配置してください。
- 現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項において、工事現場の運営及び取締りを行うことが定められているため、本取り扱いを適用し2または3件の工事の兼務を行う場合は、それぞれの工事現場について、品質と安全の確保に努めて下さい。

【その他】

現場代理人の兼務申請については、湯沢市ホームページ掲載の「申請方法」において確認ください。